

# ■ 小中学校のバリアフリー化の推進について

## 1 背景・経過

国はインクルーシブ教育システム※の構築、災害時の避難所等地域コミュニティとしての位置付けの観点から、新築、改築する小中学校は基より、既存の小中学校についても今後バリアフリー化を一層推進することを示した。

更に、令和2年5月の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の一部改正（令和3年4月1日施行）により、バリアフリー化の整備が必要となる施設に公立小中学校が新たに位置づけられた。

### ■ 改正バリアフリー法適合基準



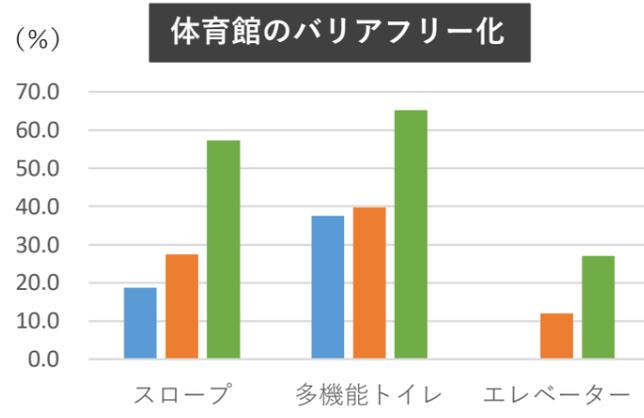
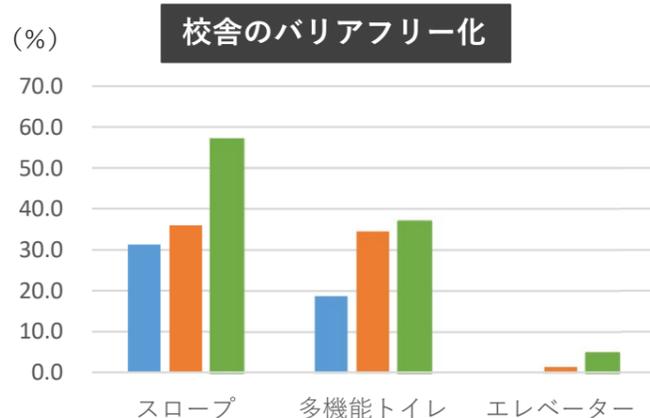
※ 人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組み

## 2 整備状況

令和2年度に国が、全国の自治体を実施した公立小中学校のバリアフリー化（スロープ、多機能トイレ、エレベーター）整備状況調査の結果、本市のバリアフリー化整備率は、校舎、体育館ともに、静岡県、国の整備率より低い状況であった。

### ■ バリアフリー化の整備状況 (令和2年5月1日時点) (%)

区分	校舎			体育館		
	スロープ	多機能トイレ	エレベーター	スロープ	多機能トイレ	エレベーター
袋井市	18.8	37.5	0.0	31.3	18.8	0.0
静岡県	27.5	39.7	12.0	36.0	34.5	1.5
全国	57.3	65.2	27.1	57.0	36.9	4.8
磐田市(参考)	3.1	3.1	3.1	6.3	65.6	3.1
掛川市(参考)	58.1	29.0	32.3	64.5	32.3	0.0



■ 袋井市 ■ 静岡県 ■ 国

## 3 国の動向

国は令和2年12月に、学校における要配慮児童生徒等※の在籍状況、避難所の指定状況等を踏まえ、全国の自治体に向けて令和7年度末までの整備目標を示した。

更に、該当する事業に対して、令和3～7年度は補助の拡充を図ることとした。

### ■ 国のバリアフリー化整備目標

対象	令和7年度末までの目標
スロープ	全ての学校に整備する
多機能トイレ	避難所に指定されている全ての学校に整備する
エレベーター	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する

### ■ バリアフリー化に関する補助事業

【学校施設環境改善交付金】  
 大規模改造事業（障害児対策等）  
 対象：公立小中学校  
 算定割合：1/3 ⇒ 1/2に引き上げ（R3～7年度）

※ 円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒及び教職員

## 4 基本方針

本市の小中学校は既存校舎を含め、児童・生徒の安全・安心・安定した教育環境の整備を図るため、要配慮児童生徒等が円滑に学校生活を送るために特に重要となる、スロープ、多機能トイレ、エレベーター等※、更に、一般家庭の洋便器の普及率が高いという観点から、トイレ洋式化について基本方針を設定し、本年度の袋井市教育施設等3Rプロジェクトの整備年表の更新（別紙）に合わせて、バリアフリー化工事の整備時期・費用を追加する。

※ エレベーター、階段昇降機を言う

### ■ バリアフリー化整備の基本方針

区分	内容	基本方針	考え方
新築・改築	スロープ	1棟1か所以上、主要な入口に整備（建物内は段差なし）	バリアフリー法基準に準拠する
	多機能トイレ	1棟に1か所以上整備（延床面積2,000㎡未満の建物は別途検討）（和便器を男女1基ずつ残し他洋便器）	
	エレベーター	1棟に1か所以上整備（延床面積2,000㎡未満の建物は別途検討）	
既存	スロープ	校舎・体育館の主要な入口、校舎1階で車椅子使用の際に困難となる段差が発生する箇所に整備（着脱式含む）	要配慮児童生徒等、災害時の避難者の施設利用に対応するため、1階部分の段差を解消し平面動線を確保する
	多機能トイレ	校舎に1か所以上整備（同時に既存トイレ洋式化）	要配慮児童生徒等に対応するため、常に使用する校舎に1か所以上整備する
	エレベーター等	要配慮児童生徒等が在籍する学校に整備を検討	あらかじめ要配慮児童生徒等の在籍が見込まれる段階で、身体機能の程度や建物の状況により検討する

※ 基本方針は要配慮児童生徒等の在学数、児童生徒の使用状況等により随時見直す